

収入申立扶養(年金)記入例

※収入および所得に制限があるため、扶養義務者の収入状況を確認する書類です。
申請書の「3配偶者および扶養義務者」に記入した人数分記入が必要です。

様式第4号(第7条関係) 簡易な収入額の申立書(扶養義務者等用) 【公的年金給付等受給者】

- 「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(仮称)(ひとり親世帯分)」、「簡易な収入額の申立書(申請者本人用)」と一緒に提出ください。
- 申請者と生計を同じくする扶養義務者などの方がいる場合は、その方の前々年の年間収入額も勘案して支給を決定しますので、本申立書(「簡易な収入額の申立書(扶養義務者等用)」)をご提出ください。
- 下記にある⑤の【要件】を満たす場合に支給の対象となります。

①令和3年3月31日時点で申請者と生計を同じくしていた方の属性にチェック(☑)してください。

母 祖父母 子 孫 曾祖父母 曾孫 兄弟姉妹 配偶者

氏名 守口 さゆり

収入がない場合は「0円」と記入してください。

②①(令和元年1月～令和元年12月)の年間収入の内訳をご記入ください。

※年間の額をご記入ください。

	金額	円	注意事項
給与収入【A】	0	円	※給与収入がある場合にご記入ください。 ※課税証明書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
事業収入又は不動産収入【B】	0	円	※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
年金収入【C】	780000	円	※公的年金収入がある場合にご記入ください。 ※遺族に対して支給されるものも含まれます。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。

※上記以外の収入については記載不要です。

③前々年(令和元年1月～令和元年12月)の年間収入の合計額をご記入ください。

年間収入額(A+B+C) 780000 円 ※青卒の収入額の合計額をご記入ください。

上記、「給与収入【A】、事業収入または不動産収入【B】、年金収入【C】の合計額を記入してください。

④①の方が生計を同じくし養っている親族(令和元年12月31日時点で扶養を行う【☆】)

フリガナ 氏名	該当する場合は○ 70歳以上(配偶者以外) の親族
1	
2	
3	

フリガナ 氏名	該当する場合は○ 70歳以上(配偶者以外) の親族
4	
5	
6	

令和元年12月31日時点において、扶養義務者の方が生計を同じくし、養っている親族を記入してください。

※収入が103万円以下の方が対象となります。
※申請者用申立書で記入された方と重複で記入はできません

(次ページに続きます)

申請書の「3配偶者及び扶養義務者」に記入した方の名前と申請者との続柄を記入してください。

令和元年分の源泉徴収票で確認してください。

年金を受給している方は、年金通知書等で確認してください。

表面④の対象の方の人数に
チェックを入れてください。

⑤④で

ていただき、要件に該当するかの計算をおこなってください。

④の人数に	基準額
✓	0人 3,725,000円
✓	1人 4,200,000円
	2人 4,675,000円
	3人 5,150,000円
	4人 5,625,000円
	5人 6,100,000円
	人 円

※6人以上いる場合は、1人増えるごとに475,000円を加算した金額をご記入ください。

【要件チェック】	
i 左側で選択した基準額	3,725,000円
ii ④の○の数×60,000円 (○以外の氏名がない場合は、○の数を1つ減らして計算)	0円
収入基準額 (i + ii)	3,725,000円
	▽
年間収入額 (③)	780,000円

→【要件】③の年間収入額が収入基準額を下回っていること。

※【要件】を満たさない場合でも、「簡易な所得額申立書」(ピンク色)の要件を満たすことにより支給の対象となります。

【確認事項】(各項目のチェック欄(□)に『✓』を入れて頂き、氏名をご記入ください。)

- 【要件】に該当します。 収入額分かる書類(課税証明書や年金額改定通知書等)を提出しています。
- 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、市区町村等が必要な扶養義務者の住民基本台帳情報や税情報、公的年金情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 本申立の内容に相違ありません。

令和 3年 5月 ●●日

申請者氏名

守口 一郎

扶養義務者氏名

守口 さゆり

内容の確認をしたら、日付
と氏名を記入してください。

表面の③の金額を記入
してください。

※年間収入額(表面の③)
が収入基準額(i + ii)
を下回っている場合は、
支給対象となります。

上
回
っ
て
い
る
場
合

「簡易な所得額の申立書」の記入をお願いします。